

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第101号

好転反応！？健康被害が出たら利用の中止を！

健康器具や健康食品、化粧品、エステティックサービス等の利用後に、湿疹やかゆみ（皮膚障害）、下痢・胃痛（消化器障害）、だるさや頭痛等の健康被害が発生することがあります。こうした症状が体に現れた際に、商品の利用を継続すると症状が悪化するおそれがありますので、利用を中止し、早めに医師に相談しましょう。

【県内事例①】

知人から良い補正下着があると勧められたが、試着の段階で気持ちが悪くなった。体調が悪くなったことを伝えたが、「それは好転反応。私も足が悪かったが補正下着を着用したら良くなった。」と説明された。断り切れず購入したが、後悔している。

（60代 女性）

【県内事例②】

電話勧誘で「血圧が下がり、他の体の不調も治る健康食品がある。」と言われ、試供品を飲用したら、じんましんが出て体調が悪くなった。その後、事業者から連絡があったので「飲んだら体調が悪くなった。購入しない。」と伝えたが「一本くらいでは効果がわからない。続けて飲んだら体調は改善する。」と強引に商品を勧めて、注文していないのに商品を3箱も送ってきた。

（70代 女性）

アドバイス

- 1、健康被害が発生した際、事業者が「好転反応（回復に向かう過程の一時的現象）」「毒素が出ている」などと説明し、利用を継続するように勧めるケースがありますが、利用を継続すると症状が大幅に悪化するおそれがあります。
- 2、事業者の「好転反応」等の説明は、利用を継続させるためのセールストークである場合もあるので、うのみにしないようにしましょう。
※「好転反応」という用語は、日本医学会が監修している医学用語辞典に記載はありません。
- 3、何らかの症状が出た場合は、利用をいったん中止し、早めに医師に相談しましょう。
- 4、断っても強引に契約を勧めてくる等困った時は、消費生活センターに相談してください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999